

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1 項第5号により随意契約をすること ができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付する ことができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の 目的を達することができないことの説明</p> <p>令和4年9月8日からの豪雨により、高山市丹生川町 久手地内の主要地方道乗鞍公園線において、道路の路側 が崩壊する公共土木施設の被害が発生した。 復旧工法を検討した結果、トンネルにより復旧するこ ととなり、国の災害査定を令和5年1月27日に受けたと ころ、申請金額が著しく大きいことから採択が保留とな り、更に地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要 があることから協議設計（実施保留）となった。 このうち採択の保留については、速やかに必要な資料 を国へ提出し、令和5年3月30日に解除となったこと から、協議設計解除に向けて早期に地質調査を実施する 必要がある。 このため、この業務を随意契約により契約し、速やか に工事実施を行うことで早期に施設を復旧し民生の安 定を図りたい。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>岐阜県岐阜市藪田南3-1-21 大日コンサルタント（株）</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目 的を達することができないことの説明</p> <p>早期に復旧を行うには、地質調査を早急に行う必要が あるため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>岐阜県では、災害復旧に必要な設計等業務を迅速に実 施するため、（一社）建設コンサルタンツ協会中部支部 との間において、「災害時における設計等業務委託に関 する協定書」を締結している。 この協定に基づき、地域特性に精通しており、災害査 定に向けたトンネル設計を実施し、復旧に向けた体制が 整っていると認められる大日コンサルタント（株）対 して業務実施要請を行った結果、応諾がなされたことか ら、大日コンサルタント（株）を契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。